

島根県交通安全母の会連合会会則

(名 称)

第1条 この会は島根県交通安全母の会連合会といたします。

(事務所)

第2条 この会の事務所は松江市中原町島根県婦人会館に置きます。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の連携を深め、母親の交通安全活動を強化、充実し、事故のない安全で快適な暮らしづくりを推進することを目的とします。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 母親の交通安全に対する意識の高揚及び、子供とお年よりの交通安全を図るための活動を行います。
- (2) 会員の活動に対する援助、並びに連絡調整を行います。
- (3) 母親の立場からの交通安全対策についての提言及び社会一般に対する交通安全思想の普及、活動を行います。
- (4) 指導者の養成並びに各種研修会、講習会等を開きます。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業を行います。

(会 員)

第5条 この会の会員は次のとおりとします。

(1) 普通会員は、市町村の交通安全母の会又は、市町村規模の交通安全活動を主目的とする母親の団体とします。

(2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し、又はその事業を援助するために入会した個人又は団体とします。

(会 費)

第6条 普通会員は会費を納入するものとします。

2 会費の額は総会において定めます。

(役 員)

第7条 この会に次の役員を置きます。

会 長 1 名

副会長 2 名

理 事 若干名

監 事 2 名

2 役員は総会で選出します。

(任 務)

第8条 役員の任務は次のとおりとします。

(1) 会長はこの会を代表し、会務を総括します。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時は、あらかじめ定ら

れた順に従い、その職務を代行します。

(3) 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定します。

(4) 監事は、会計その他の会務を監査し、総会に報告します。

(任 期)

第9条 役員任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とします。

3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまではなお、その職務を行うものとします。

(顧問及び参与)

第10条 この会に顧問及び参与を置くことができます。

2 顧問は理事会の同意を得て、会長が委嘱します。

3 参与は賛助会員が就任するものとします。

4 顧問及び参与は、会長の要請により会議に出席して意見をのべることができます。

(会 議)

第11条 この会の会議は総会及び理事会とします。

2 会議は会長が招集し、議長となります。ただし、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ会議を開くことができません。

3 議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

4 会議を開催したときは、議事録を作成することとします。

(総会)

第12条 総会は普通会员の代表者をもって構成し、毎年1回開催します。ただし、理事会が必要と認めたとき並びに普通会员の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して請求があったときは、臨時総会を開くことができます。

2 総会において議決する事項は次のとおりとします。

- (1) 事業計画及び予算を決定します。
- (2) 事業報告及び決算の承認を行います。
- (3) 会則の変更を行います。
- (4) その他この会の運営に関し重要な事項を決定します。

(理事会)

第13条 理事会は会長が必要と認めたとき及び理事会の2分の1以上のものから会議の目的である事項を示して請求があったときに開きます。

2 理事会において審議決定する事項は次のとおりとします。

- (1) 会務の執行に関することを決めます。
- (2) 総会に付議する事項を決めます。

3 会長は簡易な事項又は急を要する事項については、書面等により賛否を求め理事会に代えることができます。

4 監事は会議に出席して意見を述べるすることができます。

(事務局)

第14条 この会の事務を処理するため事務局を設置します。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会に図り、会長が定めます。

(会計)

第15条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てます。

2 収支予算は、理事会の審議を経て会長が作成し、収支決算は会計年度終了後に会長が作成し監事の監査を経て、それぞれ総会の議決、承認を得ることとします。

3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(雑則)

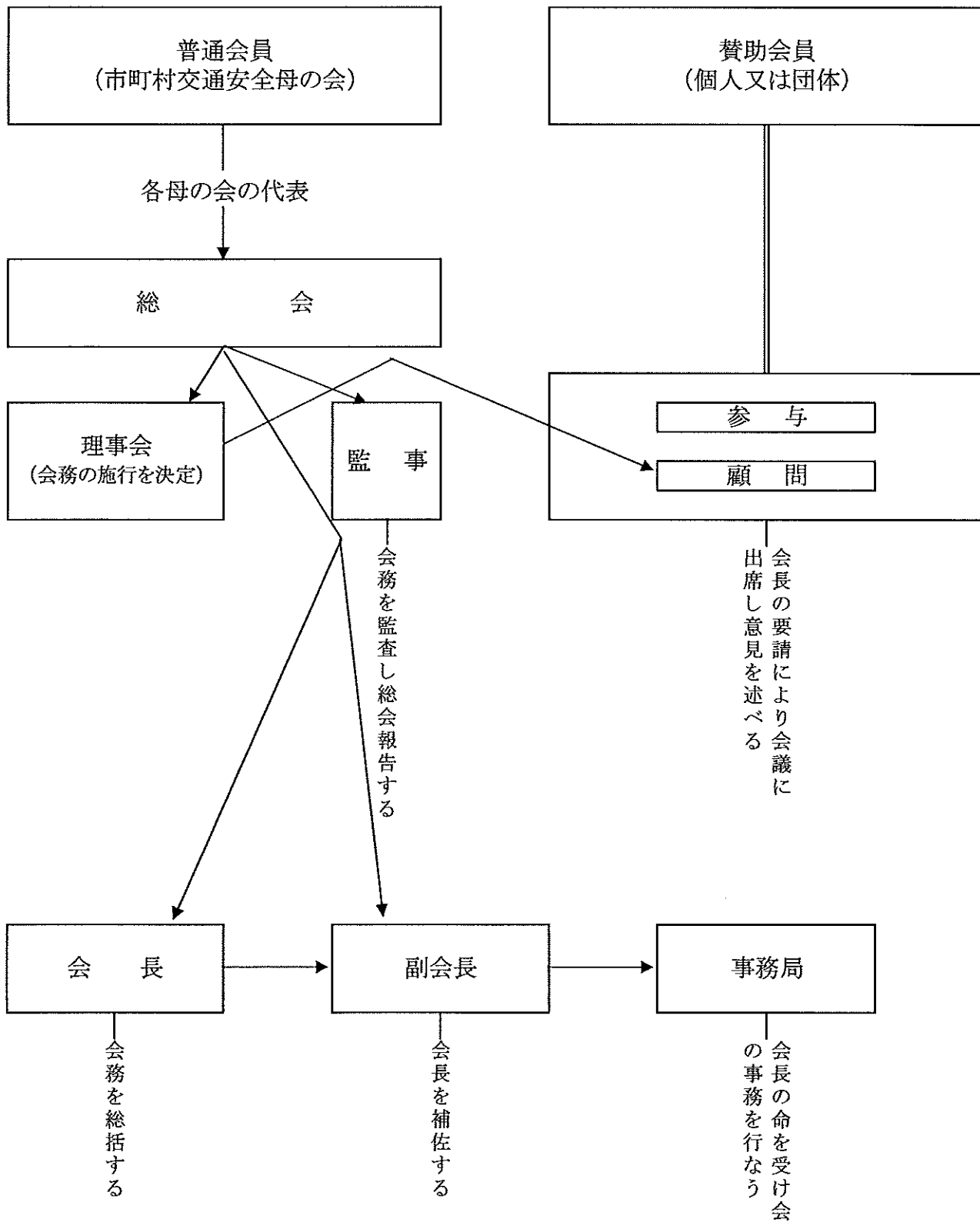
第16条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会に図って別に定めます。

附 則

1 この会則は昭和55年1月25日から施行します。

2 この会則結成当初に選任された役員の任期は、第9条の規程にかかわらず昭和56年3月31日までとします。

島根県交通安全母の会連合会組織系統図



旅 費 支 給 規 程

第1条 この規程は、島根県交通安全母の会連合会の用務のため旅行（出張）する、本会の役員（役員に相当する者を含む）及び事務局職員に対し支給する旅費に関し定めるものとします。

第2条 旅費の支給に際しては、「島根県連合婦人会役員等の旅費支給規程」の第2条から第12条までの各条項を準用するものとします。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行します。

事務局設置規程

- 第1条 この規程は、島根県交通安全母の会連合会会則第14条第2項の規程に基き、事務局に関する必要な事項を定めるものとします。
- 第2条 事務局は、島根県婦人会館事務局内に置くものとします。
- 第3条 事務局に、事務局長及び所要の職員を置きます。
- 第4条 事務局長は、上司の命を受け、島根県交通安全母の会連合会（以下連合会という）の会務を掌理します。
- 第5条 事務局職員は、上司の命を受け連合会の事務を処理します。
- 第6条 その他事務局に関する細部のことについては、連合会会長が指示するものとします。

附 則

この規程は、昭和56年3月25日から施行します。